

★定額給付金・子育て応援特別手当の給付をよそおった『振り込め詐欺』や『個人情報の問い合わせ』にご注意ください！！

次のようなことは、絶対にありません！

- ①国や市がATM（現金自動預払機）の操作をお願いすること。
- ②ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと。
- ③国や市が給付のために手数料などの振込みを求めること。
- ④現時点で、皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会すること。

おかしいと思ったら、警察や市役所にご相談ください。

実施の際は、あらためて市報等でお知らせいたします。

ご相談は 行方警察署 ☎ 0299-72-0110 (代)
行方市役所総務課 ☎ 0299-72-0811 (代)

定額給付金の概要について

1. 給付の目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民の生活支援を行なうとともに、併せて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的としています。

2. 給付対象者・受給することができる方

- ①給付対象者・・・基準日において次の方が給付の対象になります。
 - ・行方市の住民基本台帳に記録されている方
 - ・行方市の外国人登録原票に登録されている方のうち、一定の条件を満たす方。
- ②受給できる方・・・給付対象者が属する世帯の世帯主が受給できます。
- ③基準日は平成21年2月1日となります。

3. 給付額

世帯構成員1人につき1万2千円（ただし、基準日において65歳以上の方及び18歳以下の方については1人につき2万円）が支給されます。

4. その他

実施の際は、あらためて市報等でお知らせいたします。

総務省ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/teigakukyufu/index.html>

【問合せ先】行方市役所 総務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811（代表）

子育て応援特別手当の概要について

1. 目的

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て負担に対する配慮として、第二子以降の児童について、一人あたり3万6千円を支給するものです。

2. 支給対象者となる子

- ①基準日は平成21年2月1日。行方市の住民基本台帳に記録されている方。
- ②子育て応援特別手当は平成20年度において小学校就学前3年間の属する子、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ（平成20年3月末において3～5歳の子）であって、第2子以降である児童が対象です。
 - ・第2子以降の判定については18歳の最初の3月末までの子を基礎とします。
 - ・外国人については、外国人登録原票に登録されている方であって正規在留者に限ります。（短期滞在の在留資格を除く）

3. 支給額

支給対象児童一人につき3万6千円を支給します。

4. 支給先

支給対象となる子の属する世帯の世帯主に支給します。（住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用）

5. 支給手続

各世帯主の申請に基づき支給します。

6. その他

実施の際は、あらためて市報等でお知らせいたします。
厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>

【問合せ先】行方市役所 社会福祉課児童福祉係
☎ 0299-55-0111（代表）